

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェク ト名	提案主体 名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁				
0820010	学校園用務業務に係る継続的人材派遣委託契約の事業	-	-	-	労働者派遣法(政令)第4条(いわゆる「学校園用務業務」)の追加認定	本市における行政機構の改革の推進、とりわけ、業務のアウトソーシングについては、行政責任の下、多様な実施主体で公共サービスを担うべきという観点から積極的な取り組みをおこなない、全国的にも稀と思われる、学校園用務業務の人材派遣委託契約を、平成19年度から継続して行っているところである。しかしながら、本年度(平成21年度)末をもって3年を満了する労働者派遣法の規制から、用務担当職員の任用・補充方法を検討する必要に直面している。また、学校園における用務担当職員の雇用確保の確保は極めて難しいと見られ、単労働者の採用の新規採用が困難を極めており、特に高齢者の雇用創出に資する本業務の規制緩和を要望するものである。	-	-	規制を所管していませんが、必要に応じて厚生労働省からの協議に応じます。			-	-								1 0 6 1 0 0	堺市教育委員会	大阪府	厚生労働省 文部科学省			
0820020	茶道を初等教育の教育課程とする特区	学校教育法施行規則第55条の2等	教育課程を工夫し、例えば、学校教育法施行規則に定める授業時数より多くの授業時数を実施し、その追加して行う授業時数の中で、御座家の指導を行うことは可能です。また、学校教育法施行規則第55条の2に基づき、「教育課程特例校」に申請をいたす場合は、一定の要件を満たす場合、特別の教育課程を実施する学校として指定することも考えられます。	-	茶道を初等教育の教育課程に組み込む	「人が人を大切にする」という当たり前のことで大切なことが現代では出来なくなつてしまつた。他人の心を傷つけ、わが身を傷つけ、自分さえよければと云う風潮が社会に溢れかえっています。本市においても例外なく、児童を取り巻く教育環境の変化により、行動に落ち着きがなく、相手を思いやる心が乏しい児童が増えてきています。こうした時代に、人を敬い、和みの世界と物事に動じない心をもたらし身に付けさせてやりたいと云う願いから、本市では小学校の教育課程として「茶道」を取り入れて考えています。 「茶道」については、これまでも希望する児童を対象に特別活動(クラブ活動)の時間や、学校裁量の時間において実施していますが、参加している児童の意欲を伸ばすことが出来ず、参加者が減り、立ち居振る舞いにも落ちた児童が増えるという状況が上っています。これは、干秋秋の頃戻ると言われる「和敬静寂」の茶道の精神にも通じるものがあり、あらゆる動作や言葉が相手への「もてなしの深い心」が児童に育つてきたものと考えます。そこで、このような成果を市内の4、5年生までの児童に身に付けさせたいと考え、「茶道」を正規の教科として新設し、教育課程に位置づけ実施します。なお、指導者は、市内在住の茶道家に協力を要請したいと考えています。 本市では、「種」の生き生きと育つ姿を指し、幼少期の12年間を見通した連携による「しつけ教育」を実施して育ちが、児童が「茶道」を学ぶことにより、心を豊かにし、規律正しい日本人の育成にもなるものと願っています。	D	-	教育課程を工夫し、例えば、学校教育法施行規則に定める授業時数より多くの授業時数を実施し、その追加して行う授業時数の中で、御座家の指導を行うことは可能です。また、学校教育法施行規則第55条の2に基づき、「教育課程特例校」に申請をいたす場合は、一定の要件を満たす場合、特別の教育課程を実施する学校として指定することも考えられます。	D	-											1 0 2 7 0 1 0	香濃寺市	香川県	文部科学省		
0820030	修士の学位授与の要件の緩和	学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第2項 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第3条第1項	修士の学位は、修士課程を修了した者に対して授与することとされている。	-	修士の学位は、修士課程を修了した者に対して授与することとされている。	大阪府北地区先行開発区域プロジェクトの一環として設立準備が進められている。「アジア太平洋研究所」は、関西地域とアジア太平洋諸国を結ぶ結節点であり、アジア太平洋におけるビジネスモデルの調査・研究・実践を推進するものである。同研究所は我が国の研究機関、企業等と海外の研究機関との接点として位置づけられ、アジア・太平洋諸国から招聘した研究者と、我が国の企業、大学等との共同研究プロジェクトを実施する予定である。当該研究プロジェクトにおいては、産学官が手を取り手を進めたアジア・太平洋諸国に共通の課題の解決につながる研究が行われ、その成果は、我が国及びアジア太平洋諸国の政府等に対する提言として活用されることにも、当該研究プロジェクトに参加した企業等において事業活動に反映されることと想定している。また、こうした研究の成果の積極的な発信を図り、アジア・太平洋諸国における当該研究所の認知を高め、優秀な研究者のクルーザーにもつなげることをしている。招聘される研究者は当該研究所の研究員の地位が与えられるが、今後の進展が期待される若手の研究者が中心であり、その中には博士以上の学位を有していない者や我が国の大学における学位の取得に魅力を感じ、これを希望する者も含まれる。本提案は、こうした研究者の共同研究プロジェクトにおける成果に対して、学位の付与を通じて社会的に明確な評価を与えることには、同研究所、アジア・太平洋諸国の研究者及び大学との連携を明確にすることを学位を付与する大学の責及び地位の向上及び「パートナー」の促進を図り、もって地域経済の地位の向上につながることを目指すものである。	C	I	右の提案主体の意見を踏まえ回答されない。	C	I												1 0 3 4 0 4 0	アジ ア 平 洋 研 究 所 プロジェクト	(株)三井物産戦略研究所	東京都	文部科学省
0820040	NPO法人が整備するソーラー事業への整備補助金と売電価格適用の緩和(2MW「一般家庭・戸建住宅」設置のソーラー事業)	学校施設の確保に関する政令第3条	公立の学校施設は学校教育の目的以外に使用できない。ただし、法律等の規定に基づく場合や校長等の同意を得た場合には使用することができる。	-	NPO法人が、公共施設(屋根)ソーラーパネルを設置する事業を可能とする。	NPO法人が「ソーラー発電所(2MW)の整備・発電事業」と「公共施設(学校、庁舎等)と一般家庭・戸建住宅へのソーラーパネル無料設置による売電の事業」をすることで、市財政と住民への負担を担わずに地域での太陽光発電の普及と活用を図る。 【提案理由】 *高知県は日照条件の良さから、ソーラー発電が全国一であり、「南斜面に面した当該敷地に、2MWのメガソーラー発電所の整備・運営」と「公共施設(学校、庁舎等)と一般家庭・戸建住宅へのソーラーパネル無料設置による売電とグリーン電力証書の事業」によって地域でのソーラーエネルギー事業が可能な立地条件を備えている。 *ソーラー発電促進を目的としたNPO法人の事業であることより、整備補助金や売電価格の適用を公共や一般家庭への促進措置を適用する事で、事業の安定化が図れる。 *事業間利益を活用して電気自動車を導入することで、公用車や郵政へのカーシェアリング事業もモデル的に実施。 *公共施設(学校、庁舎等)の屋根へのソーラーパネル設置規制の緩和。	D	-	公立学校の管理者である教育委員会又は校長長の同意を得ればご提案の構想は実現可能です。														1 0 5 9 0 2 0	地域活性化モデル事業	㈱トウパンコン	高知県	総務省 文部科学省

